

資料ウ 諮問「京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方について」



<京都市におけるリハビリテーション行政の現況>

身体障害者を対象とした施策としてリハビリテーションの推進を図るため、昭和53年に「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」を設置し、以来、障害者が在宅復帰するための支援を行ってきた。

本市における障害者分野の地域リハビリテーションの中核機関として、4つの部門が身体障害者への一連のサービスを総合的に提供している。

<センターの概要>

(1) 身体障害者更生相談所

医学的、心理的又は職能的な相談・判定、関係機関等に対する研修・指導の実施等

(2) 障害者支援施設

病院などで急性期及び回復期の治療及び訓練を終えた方に社会復帰又は生活の自立に必要な訓練を行う施設

(3) 補装具制作施設

補装具又は日常生活用具の制作、研究及び開発を行う施設

(4) 附属病院

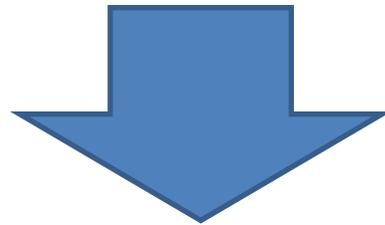
整形外科、神経内科及び泌尿器科を中心とした外来診療部門並びに40床の病棟を備えた治療及び機能回復訓練のための施設



京都市保健福祉局

<論点>

- 医療制度におけるリハビリ病床の状況変化
～平成12年「回復期リハビリテーション病棟」制度の創設～
- 障害者保健福祉における様々な制度改革
～「障害者自立支援法」以降, 3障害一体となった障害保健福祉サービスの提供～
- 高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」推進の必要性



「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」をはじめ, 本市のリハビリテーション行政についても, こうした環境の変化に対応し, 新たな在り方を検討していく必要があるのではないか

